

第4期東京都医療費適正化計画 パブリックコメント及び意見照会結果

- 意見募集期間 令和5年12月26日から令和6年1月24日まで
- パブリックコメント 0件
- 意見照会
 - ・区市町村 0件
 - ・保険者協議会 8件

	項目	意見要旨	都の考え方
第2部 都民医療費の現状			
1	第1章第2節 都民医療費の動向 2 一人当たり医療費 (パブコメ案・計画案P7、計画案P11、14、17、20、23、26)	一人当たり医療費について、都道府県別の比較を行う際には、単純な比較ではなく、他道府県との比較における東京都の特徴を明確にするため性別年齢調整後の図表を併記していただきたい。 (高血圧性疾患、腎不全、糖尿病、骨折、脳梗塞、気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>も同様)	○国民医療費については、年代別医療費が都道府県別では公表されていないため、年齢調整後一人当たり医療費の図表を作成することができませんが、疾病中分類別一人当たり医療費については、「医療費適正化計画関係データセット」を使用して分析しているため、年齢調整後一人当たり医療費の図表も併記します。
第4部 医療費適正化に向けた取組の推進			
2	第1章第1節 都民の健康の保持増進 2 健康診査及び保健指導の推進 (1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進 (パブコメ案P59、計画案P55、61)	【数値目標】 ・令和11年度の数値目標が特定健康診査の実施70%以上、特定保健指導の実施率45%以上と一律とされているが、国が設定しているように都として保険者種別(単一健保組合、総合健保組合、共済組合等)の実施率の目標値の設定はないのか。 ・計画期間中に達成可能と考えているのか。目標値を設定するにしても、これまでの実績等を考慮して現実味のある数値にしてください。	○国は、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針において各保険者種別の実施率の目標値を設定し、各保険者が特定健康診査等実施計画においてこれを踏まえて目標値を設定することとするほか、保険者全体の全国目標を定めています。国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)では、この全国目標を本計画の目標値とすることが考えられるとしています。 本計画では、「東京都の計画の基本的な考え方」として、都は、国の基本方針に示される全国目標を踏まえた数値目標及び取組の方向性を設定し、保険者、医療の担い手等と共に取組を推進していくことを記載しており、保険者の取組のみならず、関係者がそれぞれの取組の推進により達成していくものとして、都全体の目標値を設定しています。 ○第三期計画の目標値について、令和3年度実績で未達成のものについては、目標値を継続しています。

第4期東京都医療費適正化計画 パブリックコメント及び意見照会結果

	項目	意見要旨	都の考え方
第4部 医療費適正化に向けた取組の推進			
3	第1章第1節 都民の健康の保持増進 3 生活習慣病の発症・重症化予防の推進 (パブコメ案 P 63、計画案 P 57、66～67、75)	【取組の方向性】 都は、糖尿病の発症予防、早期発見、重症化予防のための効果的な普及啓発を行うとともに、医療保険制度に応じた適切なアウトカム指標を設定し、区市町村、事業者等における取組を支援する旨を記載していただきたい。	○都は、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、効果的な啓発を行っていくこと、「東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を必要に応じて見直し、区市町村国保による効果的な取組を推進すること、保険者協議会等を通じた好事例の情報提供により取組を推進することを記載しています。 また、医療費適正化に向けた取組を推進するにあたり、経年で数値を把握する項目として、人口10万人当たり糖尿病性腎症による新規透析導入率等を記載しています。
4		【取組の方向性】 意見：下線部追記 ○ 都は、糖尿病やメタボリックシンドロームにならないための、負担感のない生活習慣改善の工夫（一次予防）、定期的な健診受診や必要に応じ早期に医療機関を受診し、治療を継続することの重要性（二次予防）、糖尿病の重症化予防（三次予防）並びに重症化後のケアについて、都民の理解を一層深め、意識変容・行動変容を促していくため、ナッジ理論の活用などにより、効果的な啓発を行っていきます。	○本項目においては、「生活習慣病の発症・重症化予防」に関する取組を記載しています。 第2節の1切れ目ない保健医療体制の項目で、糖尿病医療の取組として糖尿病に関する普及啓発の促進について記載しています。
5	第1章第1節 都民の健康の保持増進 4 高齢期における社会生活を営むために必要な機能の維持 (パブコメ案 P 66、計画案 P 69)	【取組の方向性】 意見：取組の追加 ○ 都は、広域連合等と連携して推進する事業の内容やその成果等について、保険者協議会等を通じて情報共有を行います。	○御意見を踏まえ、保険者協議会において保険者の参考となる取組を共有することを追記します。

第4期東京都医療費適正化計画 パブリックコメント及び意見照会結果

	項目	意見要旨	都の考え方
第4部 医療費適正化に向けた取組の推進			
6		<p>東京都の役割に以下を追加 ○ 都は、都民が適正な医療や薬剤処方を受けるために不可欠なマイナンバーカードの健康保険証利用を促すため、関係機関と連携し、推進していきます。</p>	<p>○マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた取組は、国が先頭に立ち、医療機関・薬局、医療保険者等、経済界等が一丸となって進めるものとされています。</p>
7	<p>第3章 医療費適正化の推進に向けた関係者の役割と連携 1 関係者の役割 (パブコメ案 P 94～、計画案 P 82、97)</p>	<p>医療の担い手等の役割に以下を追加 ○ また、患者が適正な医療や薬剤処方を受けるために不可欠なマイナンバーカードの健康保険証利用を促します。</p>	<p>国の基本方針を踏まえ、都民の役割に「マイナポータルも活用しながら健診結果等健康情報の把握に努め、保険者等の支援を受けながら、積極的に健康づくりの取組を行うこと」を記載しています。</p>
8		<p>都民の役割に以下を追加 ○ 受診時や薬剤処方時にマイナンバーカードの健康保険証を利用することで、データにもとづく適切な医療、より良い医療が受けられるなどのメリットを理解し、マイナンバーカードの健康保険証利用に努めることが大切です。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、第1章第2節の「3 緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供」に、「医療情報ナビ」等を通じて、医療の仕組みや医療に関する知識等を都民に対して分かりやすく情報提供していくことの中に、マイナンバーカードの健康保険証利用を追記します。</p>